

平成27年12月16日に、女性について6か月の再婚禁止期間を定めた民法の規定と、夫婦同姓を定めた民法の規定についての最高裁判決が示されました。これにより、本書の記載を修正すべき箇所がございます。

以下をご確認の上、本書をご利用いただきますようお願い申し上げます。

T A C出版

頁	訂正箇所	
58 頁	⑤女性の再婚禁止期間 [判例]	<p>以下、記載の判例を差し替えてください。</p> <p>[判例] 女性の再婚禁止期間 (最大判平27・12・16)</p> <p>○事案 X女は、平成20年3月に離婚し、同年10月に再婚したが、女性について6か月の再婚禁止期間を定める民法733条1項の規定があったために、望んだ時期に再婚できなかった。X女は、本件規定が憲法14条1項及び24条2項に違反すると主張し、国に対し、損害賠償を求める訴訟を提起した。</p> <p>○判旨 「本件規定の立法目的は、女性の再婚後に生まれた子につき父性の推定の重複を回避し、もって父子関係をめぐる紛争の発生を未然に防ぐことにあると解するのが相当であり、父子関係が早期に明確となることの重要性に鑑みると、このような立法目的には合理性を認めることができる。」 民法772条1項・2項(嫡出推定規定)によると、「女性の再婚後に生まれる子については、計算上100日の再婚禁止期間を設けることによって、父性の推定の重複が回避されることになる。」 「嫡出子について出産の時期を起点とする明確で画一的な基準から父性を推定し、父子関係を早期に定めて子の身分関係の法的安定を図る仕組みが設けられた趣旨に鑑みれば、父性の推定の重複を避けるため上記の100日について一律に女性の再婚を制約することは、婚姻及び家族に関する事項について国会に認められる合理的な立法裁量の範囲を超えるものではなく、上記立法目的との関連において合理性を有する」ので、「本件規定のうち100日の再婚禁止期間を設ける部分は、憲法14条1項にも、憲法24条2項にも違反するものではない。」 一方、「婚姻をするについての自由が憲法24条1項の規定の趣旨に照らし十分尊重されるべきものであることや妻が婚姻前から懐胎していた子を産むことは再婚の場合に限られないことをも考慮すれば、再婚の場合に限って、……厳密に父性の推定が重複することを回避するための期間を超えて婚姻を禁止する期間を設けることを正当化することは困難である」から、「本件規定のうち100日超過部分が憲法24条2項にいう両性の本質的平等に立脚したものでなくなっていたことも明らかであり、……同部分は、憲法14条1項に違反するとともに、憲法24条2項にも違反するに至っていたというべきである。」 (備考) 本判例は女性の再婚禁止期間を規定した民法733条自体を憲法違反としてはおらず、再婚禁止のうち100日を越える部分のみを違憲としている。そして国家賠償請求自体も認めていないことに注意すること。</p>

以上